

<目 次>

総則関係

- 第1 信託の意義について
- 第2 脱法信託及び訴訟信託について
- 第3 詐害信託について
- 第4 受託者不適格者について
- 第5 受託者による受益権の全部の継続保有の禁止について
- 第6 信託の公示について
- 第7 裁判所の監督について

信託財産関係

- 第8 信託財産の範囲について
- 第9 信託財産の付合等について
- 第10 信託財産と固有財産等との識別不能について
- 第11 受託者の相続財産からの分離について
- 第12 信託財産に対する強制執行等について
- 第13 受託者の倒産の場合における信託と倒産手続との関係について
- 第14 相殺に関する規定の取扱いについて
- 第15 信託財産に係る混同について
- 第16 委託者の占有の瑕疵の承継について

受託者関係

- 第17 信託事務遂行義務について
- 第18 善管注意義務について
- 第19 忠実義務等について
- 第20 忠実義務違反等の効果について
- 第21 分別管理義務について
- 第22 信託事務の処理の委託について
- 第23 帳簿作成義務等について
- 第24 受益者名簿作成義務について
- 第25 受託者の損失てん補責任等について
- 第26 損失てん補責任等に関する消滅時効等について
- 第27 法人役員の連帯責任について

- 第28 受託者の違法行為の差止請求権について
- 第29 検査役選任請求権について
- 第30 受託者の権限の範囲について
- 第31 受託者の権限違反行為について
- 第32 費用等の補償請求権について
- 第33 報酬請求権について
- 第34 受託者が複数の信託に関する規律について
- 第35 受託者の職務の引受けについて
- 第36 合併又は会社分割による受託者の変更について
- 第37 受託者の解任及び辞任について
- 第38 解任及び辞任以外の受託者の任務終了事由について
- 第39 前受託者等の義務等について
- 第40 受託者の選任について
- 第41 受託者の交代に伴う法律関係について
- 第42 信託財産管理人について

受益者・受益権関係

- 第43 受益者の利益の享受について
- 第44 信託管理人等について
- 第45 信託行為の定めによる受益者の権利の制限について
- 第46 受益権取得請求権について
- 第47 受益者が複数の場合の意思決定方法について
- 第48 受益権の譲渡について
- 第49 受益権の放棄について
- 第50 受益債権についての物的有限責任について
- 第51 受益債権と信託債権との優先劣後関係について
- 第52 受益債権等の消滅時効等について

委託者関係

- 第53 私益信託における委託者の権利義務等について

信託の変更関係

- 第54 信託の変更について
- 第55 信託の併合（仮称）について
- 第56 信託の分割（仮称）について

信託の終了関係

- 第57 信託の終了事由等について
- 第58 信託の清算について

資料 信託法改正要綱試案

第59 信託財産の破産に関する規律の整備について

いわゆる民事信託を主として念頭に置いた規律関係

第60 受益者を指定又は変更する権利について

第61 遺言代用の信託における第60の特則について

第62 いわゆる後継ぎ遺贈型の受益者連続について

第63 遺言信託について

第64 契約による私益信託における委託者の相続人の権利義務について

いわゆる商事信託を主として念頭に置いた規律関係

第65 営業信託の商行為性について

第66 有限責任信託（仮称）について

第67 受益権の有価証券化について

特殊な類型の信託関係

第68 いわゆる信託宣言について

第69 いわゆる目的信託について

第70 公益信託について

(前注) この試案においては、一部の項目に「★」が付されているが、これは、信託に関する受益者・受託者の権利義務について、この項目の定めより受益者に不利な定めを信託行為において設けることは許容されないとの趣旨を表すものである。

また、この試案において「現行法」とは現行の信託法を指すものである。

総則関係

第1 信託の意義について

1 信託の意義

信託とは、次の要件が満たされるものをいうものとする。

- a 財産の譲渡、担保権の設定その他の処分があること。
- b 財産の処分を受けた者が、一定の目的（自己の利益を図るものを除く。）のために、当該財産の管理又は処分その他の当該目的の達成に必要な行為を行うこと。

2 信託契約の効力

信託契約は、委託者となる者と受託者となる者との合意のみによって、その効力を生じるものとする。

3 信託契約の効力発生時における債務の引受け

信託契約の効力が生じる時に、受託者となる者は、委託者となる者が負担している債務を信託財産に属する債務として引き受けることができるものとする。

〈現行法の関連条文〉第1条

第2 脱法信託及び訴訟信託について

1 脱法信託の禁止

現行法第10条の規定の趣旨を維持し、法令により財産権を享有することができない者は、受益者としてその権利を有するのと同一の利益を享受することができないものとする。

2 訴訟信託の禁止

現行法第11条の規定の趣旨を維持し、信託は、訴訟行為をさせることを主たる目的としてすることができないものとする。

〈現行法の関連条文〉第10条及び第11条

第3 詐害信託について

1 詐害行為の取消しの特則

(1) 受託者の下にある信託財産の取戻し

委託者がある債権者を害することを知って信託を設定した場合には、債権者は、受託者において、その債権者を害することを知って信託を設定したことを知らなかったときであっても、民法第424条第1項の取消権を行使することができるものとする。ただし、受益者の全部又は一部が、受益者として指定されたことを知った当時において、委託者がその債権者を害することを知って信託を設定したことを重大な過失によることなく知らなかったときは、この限りでないものとする。

(2) 受益者に給付された信託財産の取戻し

(1)の場合において、更に受益者が信託財産の給付を受けたときは、債権者は、民法第424条第1項の取消権を行使することができるものとする。ただし、受益者が、受益者として指定されたことを知った当時において、委託者がその債権者を害することを知って信託を設定したことを重大な過失によることなく知らなかったときは、この限りでないものとする。

2 悪意の受益者に対する受益権の譲渡請求

委託者がその債権者を害することを知って信託を設定した場合には、債権者は、受益者に対して、受益権を委託者に譲渡するよう請求することができるものとする。ただし、受益者が、受益者として指定されたことを知った当時において、委託者がその債権者を害することを知って信託を設定したことを重大な過失によることなく知らなかったときは、この限りでないものとする。

(注) 受益者として指定された者がいまだ受益権を取得していない場合並びにいわゆる目的信託(第69参照)及び公益信託(第70参照)の場合には、債権者は、委託者に詐害意思がある限り、常に取消しが可能であるものとする。

〈現行法の関連条文〉第12条

第4 受託者不適格者について

受託者不適格者から破産者を除くものとし、未成年者、成年被後見人又は被保佐人は、受託者になることができないものとする。

〈現行法の関連条文〉第5条

第5 受託者による受益権の全部の継続保有の禁止について

受託者が受益権の全部を固有財産で保有する状態が継続した場合には、信託は、存続させないものとする(第57の1d参照)。

(注) 第三者の名義をもって信託の利益の全部を享受する場合についても、同様とする。

〈現行法の関連条文〉第9条

第6 信託の公示について

現行法第3条第1項の規定の趣旨を維持し、登記又は登録すべき財産については、信託は、その登記又は登録をしなければ、これをもって第三者に対抗することができないものとする。

(注) 現物の有価証券に係る公示方法を定めた現行法第3条第2項の規定は削除し、株券廃止会社の株式に係る公示方法を定めた同条第3項の規定の趣旨は維持するものとする。

〈現行法の関連条文〉第3条

第7 裁判所の監督について

現行法第41条第1項の規定(非営業信託に関する裁判所の監督)は、削除するものとする。

〈現行法の関連条文〉第41条第1項

信託財産関係

第8 信託財産の範囲について

現行法第14条の規定の趣旨を維持し、信託財産の管理、処分、滅失、損傷その他の事由により受託者の得た財産は、信託財産に属するものとする。

〈現行法の関連条文〉第14条

第9 信託財産の付合等について

現行法第30条の規定の趣旨を維持し、信託財産につき付合、混和又は加工があった場合においては、各信託財産及び固有財産は各別の所有者に属するものとみなして、付合、混和又は加工に関する民法の規定（民法第242条から第248条まで）を適用するものとする。

(注) 各信託財産・固有財産で共有するものとされた財産の分割に関する規律を設けるものとする。

〈現行法の関連条文〉第30条

第10 信託財産と固有財産等との識別不能について

1 信託財産と固有財産とで識別不能状態にある各財産の共有擬制

ある信託の信託財産に属する財産と当該信託の受託者の固有財産に属する財産とを識別することができなくなったときは、信託財産及び固有財産がその当時における価格の割合に応じて識別不能となった各財産を共有するものとして取り扱うものとする。

2 信託財産間で識別不能状態にある各財産の共有擬制

ある信託の受託者が他の信託の受託者を兼ねる場合において、各信託の信託財産に属する財産を識別することができない状態に至ったときも、1と同様とするものとする。

3 共有持分の割合

1及び2による共有に係る共有持分の割合は、均等であると推定するものとする。

(注) 各信託財産・固有財産で共有するものとされた財産の分割に関する規律を設けるものとする。

〈現行法の関連条文〉なし

第11 受託者の相続財産からの分離について

現行法第15条の規定（受託者の相続財産からの分離）は、削除するものとする。

〈現行法の関連条文〉第15条

第12 信託財産に対する強制執行等について

1 信託財産に対する強制執行等の禁止

次の(1)から(4)までに掲げる権利に基づく場合を除き、信託財産に対しては、強制執行、仮差押え若しくは仮処分をし、又はこれを競売することができないものとする。

- (1) 信託財産について信託前の原因によって生じた権利
- (2) 信託財産のためにする行為であって受託者の権限に属するものにより生じた権利
- (3) 受託者の権限に属しない行為であって第31の1により取消しがされていないもの（当該行為が信託財産のためにされたものであることを相手方が知っている場合に限る。）により生じた権利
- (4) 受託者の権限に属しない行為であって信託財産に属する財産について権利の設定又は移転をするもの（当該行為が信託財産のためにされたものであることを相手方が知らない場合に限る。）により生じた権利

2 受益者等の異議（★）

1に違反してした強制執行、仮差押え、仮処分又は競売に対しては、受益者又は受託者は、異議を主張することができるものとする。この場合においては、民事執行法第38条及び民事保全法第45条の規定を準用するものとする。

(注) 受託者が信託事務の処理につき不法行為をした場合において、当該不法行為に基づく損害賠償に係る債権者が、信託財産に対して強制執行、仮差押え若しくは仮処分をし、又はこれを競売することができることとするかどうかについては、なお検討するものとする。

〈現行法の関連条文〉第16条

第13 受託者の倒産の場合における信託と倒産手続との関係について

1 受託者の破産手続との関係

- (1) 受託者につき破産手続が開始された場合においては、信託財産は、破産財団に属しないものとする。
- (2) (1)の場合において、破産管財人が信託財産に属する財産の処分をしよ

うとするときは、受益者は、破産管財人に対し、これをやめることを請求することができるものとする。(★)

- (3) (1)の場合においては、受託者が信託行為により受益者に対して負担する債務に係る債権（以下「受益債権」という。）は、破産債権としないものとする。
- (4) (1)の場合においては、信託財産に属する債務に係る債権（受益債権を除く。以下「信託債権」という。）の免責許可の決定（破産法第252条第1項参照）による免責は、信託財産との関係では、その効力を主張することができないものとする。
- (5) (1)の場合において、破産手続の開始により受託者の任務が終了しないときは、破産者が受託者の職務を行うものとする。

2 受託者の再生手続との関係

- (1) 受託者につき再生手続が開始された場合においては、信託財産は、再生債務者財産に属しないものとする。
- (2) (1)の場合において、再生債務者等（民事再生法第2条第2号参照）が信託財産に属する財産の処分をしようとするときは、受益者は、再生債務者等に対し、これをやめることを請求することができるものとする。(★)
- (3) (1)の場合においては、受益債権は、再生債権としないものとする。
- (4) (1)の場合においては、信託債権の再生計画による免責又は変更は、信託財産との関係では、その効力を主張することができないものとする。
- (5) (1)の場合において管理命令があったときは、受託者の職務を遂行する権利並びに信託財産の管理及び処分をする権利は、管財人に専属するものとする。ただし、再生手続の開始により受託者の任務が終了する場合は、この限りでないものとする。

(注1) なお、有限責任信託（仮称）（第66参照）を創設し、信託財産のみを責任財産とする信託債権を認めることとする場合には、受託者倒産の場合における信託と倒産手続との関係に関しては、当該信託債権は受益債権と同様に取り扱うものとする。

(注2) 受託者の更生手続との関係については、2に倣い規律を整備するものとする。

<現行法の関連条文>なし

第14 相殺に関する規定の取扱いについて

1 第三者が信託財産に属する債権を受働債権としてする相殺の禁止

固有財産又は他の信託財産に属する債務に係る債権を有する者は、当該債権をもって信託財産に属する債権に係る債務と相殺をすることができな

いものとする。ただし、受託者による利益相反行為の禁止の例外（第19の2(2)参照）に該当する場合において、受託者がその承認をしたときは、この限りでないものとする。

2 第三者が固有財産に属する債権を受働債権としてする相殺の禁止

信託財産に属する債務に係る債権（信託財産のみを責任財産とするものに限る。）を有する者は、当該債権をもって受託者の固有財産に属する債権に係る債務と相殺することができないものとする。ただし、受託者がその承認をしたときは、この限りでないものとする。

(注1) 1の例外として下記の趣旨の規定を設けるものとするかどうかについては、なお検討するものとする。

- 1 固有財産又は他の信託財産に属する債務に係る債権を有する者が当該者に対して受託者が有する債権は固有財産又は他の信託財産に属すると信じるに足りる正当な理由がある場合には、この限りでないものとする。
- 2 信託財産に属する債権に係る債務者が受託者に対して当該債務者が有する債権は信託財産に属すると信じるに足りる正当な理由がある場合には、この限りでないものとする。

(注2) 2の例外として下記の趣旨の規定を設けるものとするかどうかについては、なお検討するものとする。

信託財産に属する債務に係る債権（信託財産のみを責任財産とするものに限る。）を有する者が、当該者に対して受託者が有する債権は信託財産に属すると信じるに足りる正当な理由がある場合には、この限りでないものとする。

〈現行法の関連条文〉第17条

第15 信託財産に係る混同について

1 物権に係る混同

ある財産を目的とする権利と当該財産とが、信託財産と固有財産又は他の信託財産とにそれぞれ帰属したとしても、その権利は混同によって消滅しないものとする（民法第179条参照）。

2 債権に係る混同

債権と債務とが、信託財産と固有財産又は他の信託財産とにそれぞれ帰属したとしても、その債権は混同によって消滅しないものとする（民法第520条参照）。

〈現行法の関連条文〉第18条

第16 委託者の占有の瑕疵の承継について

【甲案】

現行法第13条の規定（委託者の占有の瑕疵の承継）は、削除するものとする。

【乙案】

現行法第13条の規定の趣旨を維持し、受託者は信託財産の占有につき委託者の占有の瑕疵を承継するものとする。

〈現行法の関連条文〉第13条

受託者関係

第17 信託事務遂行義務について

受託者は、信託の本旨に従い、信託事務を処理しなければならないものとする。

〈現行法の関連条文〉第4条

第18 善管注意義務について

受託者は、信託事務を処理するに当たっては、善良な管理者の注意をもってしなければならないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

(注) 現行法第21条の規定（信託財産に属する金銭の管理方法）は、削除するものとする。

〈現行法の関連条文〉第20条及び第21条

第19 忠実義務等について

1 受託者の忠実義務等

受託者は、信託事務を処理するに当たっては、法令及び信託行為の定めに従い、受益者のために忠実かつ公平に行動しなければならないものとする。

2 受益者の利益と相反する行為（3の競合行為を除く。）の禁止

(1) 受託者は、受益者の利益と自己又は第三者の利益とが相反する行為をしてはならないものとする。ただし、受託者が第三者とする取引であって受益者の利益と第三者の利益とが相反するものについては、受託者が受益者の利益を犠牲にして第三者の利益を図る目的をもってされるものに限るものとする。

(2) 次に掲げる場合には、(1)の禁止の例外を認めるものとする。

- a 信託行為にその行為をすることを許容する旨の定めがあるとき。
- b 受託者がその行為について重要な事実を開示して受益者の承認を得たとき。
- c 受益者の利益を害しないことが明らかであって、かつ、受託者がその行為をすることについて合理的な必要性が認められるとき。

3 競合行為の禁止

- (1) 受託者は、受益者の利益を犠牲にして自己又は第三者の利益を図る目的をもって、固有財産又は他の信託財産の計算で、受託者として有する権限に基づき行うことができる取引と同一の取引をしてはならないものとする。
- (2) 次に掲げる場合には、(1)の禁止の例外を認めるものとする。
 - a 信託行為にその行為をすることを許容する旨の定めがあるとき。
 - b 受託者がその行為について重要な事実を開示して受益者の承認を得たとき。

4 利益取得行為の禁止

- (1) 受託者は、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

【甲案】

- a 信託財産を利用して不当な利益を取得する行為
- b 信託事務の処理に当たって不当な利益を取得する行為

【乙案】

信託財産を利用して不当な利益を取得する行為

【丙案】

特段の規定を設けないものとする。

- (2) 次に掲げる場合には、(1)の禁止の例外を認めるものとする。
 - a 信託行為にその行為をすることを許容する旨の定めがあるとき。
 - b 受託者がその行為について重要な事実を開示して受益者の承認を得たとき。

5 1つの信託の受益者間の利益が相反する行為の禁止

- (1) 受益者が複数存在する信託においては、受託者は、受益者間の利益が相反する行為をしてはならないものとする。
- (2) 次に掲げる場合には、(1)の禁止の例外を認めるものとする。
 - a 信託行為にその行為をすることを許容する旨の定めがあるとき。
 - b 受託者がその行為について重要な事実を開示して、不利益を受けるおそれのある受益者の承認を得たとき。
 - c 受託者がその行為を行うことについて正当な理由があるとき。

(注1) 2(2)c及び5(2)cの場合においては、受託者は、受益者に対し、その行為について重要な事実を事前又は事後に通知しなければならないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがある場合には、その定めに従うものとする。

(注2) 受益者の承認は、事前だけでなく事後でもよいことを前提としている。

(注3) 受益者の承認については、これに代え、又はこれに加えて委託者等の承認を要する旨の定めを信託行為に置くことを許容することを前提としている。

〈現行法の関連条文〉第22条

第20 忠実義務違反等の効果について (★)

1 受益者の利益と相反する行為 (第19の3の競合行為を除く。)の禁止に違反する行為の効果

これに違反した行為の効果については、次のとおりとするものとする。

- a いわゆる自己取引及び信託財産間取引は、無効とするものとする。
- b aにかかわらず、受益者は、当該行為を追認することができるものとする。
- c aの取引に係る信託財産について更に受託者と第三者との取引がされた場合には、当該取引は、第三者が当該aの取引が利益相反行為であることを知り、又は重大な過失により知らなかったときは、受益者が第31の規律に従い取り消すことができるものとする。
- d 受託者と第三者との取引 (以下「第三者間取引」という。)は、第三者が当該行為が利益相反行為であることを知り、又は重大な過失により知らなかったときは、受益者が第31の規律に従い取り消すことができるものとする。

2 競合行為の禁止及び利益取得行為の禁止に違反する行為の効果

これに違反した行為の効果については、次のとおりとするものとする。

- a 当該行為は、有効とするものとする。
- b 受益者は、当該行為が信託財産のためにされたものとみなすことができるものとする。ただし、第三者の利益を害する場合には、この限りでないものとする。

3 1つの信託の受益者間の利益が相反する行為の禁止に違反する行為の効果

これに違反した行為の効果については、次のとおりとするものとする。

- a いわゆる自己取引及び信託財産間取引は、無効とするものとする。
- b aにかかわらず、不利益を受けるおそれのある受益者は、当該行為を追認することができるものとする。

- c aの取引に係る信託財産について更に受託者と第三者との取引がされた場合には、当該取引は、第三者が当該aの取引が利益相反行為であることを知り、又は重大な過失により知らなかったときは、不利益を受けるおそれのある受益者が第31の規律に従い取り消すことができるものとする。
- d 第三者間取引は、第三者が当該行為が利益相反行為であることを知り、又は重大な過失により知らなかったときは、不利益を受けるおそれのある受益者が第31の規律に従い取り消すことができるものとする。
- 4 利益の返還に関する特則（いわゆる利益吐き出し責任）

【甲案】

受託者が第19に違反することにより得た利益の額は、信託財産が被った損失の額と推定するものとする。

【乙案】

受託者が第19に違反する行為をしたときは、受益者又は他の受託者は、受託者に対し、その行為によって得た利益を信託財産に返還することを請求することができるものとする。

〈現行法の関連条文〉なし

第21 分別管理義務について

1 分別管理の原則（★）

受託者は、信託財産と固有財産及び他の信託財産とを分別して管理しなければならないものとする。ただし、信託財産について信託の登記又は登録をすることができないものである場合において、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

2 金銭に関する特例

信託財産が金銭である場合には、第23の1(1)の措置を講じることをもって1の措置を講じたものとする。

〈現行法の関連条文〉第28条

第22 信託事務の処理の委託について

1 信託事務の処理を委託する権限

現行法第26条第1項に定める自己執行義務を見直し、受託者は、信託行為の定めによる場合その他他人に信託事務の処理を委託することが信託目的に照らして相当な場合には、他人に処理を委託することができるものとする。

2 信託事務の処理を委託した受託者の責任

(1) 1により他人に信託事務の処理を委託した場合

【甲案】

受託者は、選任及び監督について過失がなければ、その責任を免れるものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

【乙案】

受託者は、信託事務の処理を委託された者に故意又は過失がなければ、その責任を免れるものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

(2) 1に違反して信託事務の処理を委託した場合

受託者は、信託財産に損失又は変更が生じたときは、1に違反することがなかった場合にも当該損失又は変更が生じたことを証明しなければ、不可抗力を理由としてその責任を免れることはできないものとする。

3 信託事務の処理を委託された者の責任

現行法第26条第3項の規定（受託者から信託事務の処理を委託された者の責任）は、削除するものとする。

〈現行法の関連条文〉第26条

第23 帳簿作成義務等について

1 帳簿等の作成義務等（★）

- (1) 受託者は、信託事務の処理及び計算を明らかにするため、帳簿その他の書類を作成しなければならないものとする。
- (2) 受託者は、(1)の書類及び信託事務の処理に関する書類を作成した時から10年間、これらの書類を保存しなければならないものとする。ただし、これらの書類を受益者に引き渡したときは、この限りでないものとする。
- (3) 受託者は、毎年1回一定の時期において、その受託する信託財産について、信託財産の状況に関する書類を作成しなければならないものとする。
- (4) 受託者は、(3)の書類を作成した時から10年間、その書類を保存しなければならないものとする。ただし、これを受益者に引き渡したときは、この限りでないものとする。
- (5) 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、(1)の書類

及び(3)の書類のそれぞれ全部又は一部の提出を命ずることができるものとする。

2 信託財産の状況に関する報告義務

受託者は、1(3)の書類を作成したときは、その内容につき、受益者に報告しなければならないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

3 帳簿閲覧等請求権及び説明を求める権利(★)

- (1) 利害関係人は、1(3)の書類の閲覧又は謄写を求めることができるものとする。
- (2) 受益者は、理由を明示して、1(2)の書類の閲覧若しくは謄写又は信託事務の処理に関する説明を求めることができるものとする。
- (3) (2)による請求があったときは、受託者は、一定の事由に該当すると認めべき相当の理由がある場合でなければ、請求を拒むことができないものとする。

(注1) 3(3)において、請求を拒むことができる「一定の事由」は、会計帳簿の閲覧等請求権に関する会社法第433条第2項の規定を参考に規律を設けるものとする。

(注2) 委託者及び受益者の意思の尊重と受益者が有する監督的権能の実効性確保との調和の観点から、信託財産の状況に関する書類(1(3)参照)を作成する基礎となった資料のうち重要なものを除き、1(2)の書類については、信託行為においてその旨を定めるなどの一定の要件の下で、閲覧等請求権の対象としないこともできるものとするかどうかについて、なお検討するものとする。

(注3) 信託行為に別段の定めを置き、当該信託の受益者以外の第三者(例えば、当該信託と合同運用を行う他の信託の受益者などが想定される。)が帳簿等の閲覧等をするを許容することも可能であるものとするを前提としている。

〈現行法の関連条文〉第39条及び第40条

第24 受益者名簿作成義務について

1つの信託で複数の受益者があるときは、受託者は、受益者名簿を作成しなければならないものとする。ただし、信託行為にその旨の定めがある場合に限るものとする。

(注1) 受益者の氏名又は名称及び住所、受益者の有する受益権の内容、受益者が受益権を取得した日を受益者名簿の法定の記載事項とするものとする。

(注2) 受益者は、理由を明示して、受益者名簿の閲覧等を求めることができるものとする。受託者監督人(仮称)又は受益者代理(仮称)(第44参照)についても同様とするものとする。

(注3) 受益者集会(第47参照)の招集権限を有する者(その他の方法による決議の実施権限を有する者も同様とする。)は、決議の実施のために必要があるときは、受益者名簿の閲覧等を求めることができるものとする。

(注4) 受益者名簿の閲覧等に関しては、受益者の個人情報保護や受託者の営業上の秘密の保護を考慮する必要があると考えられることから、閲覧等の拒絶事由を法定する方向で検討するものとする。さらに、信託行為の定め等により受益者名簿の閲覧等請求権を制限することの可否については、なお検討するものとする。

<現行法の関連条文>なし

第25 受託者の損失てん補責任等について(★)

1 損失てん補責任等

受託者が信託財産に関してその任務に違反する行為をした場合において、次のa又はbに掲げる事由に該当するときは、受益者又は他の受託者は、受託者に対し、それぞれa又はbに定める事項の請求をすることができるものとする。ただし、bに掲げる事由に該当する場合において、原状の回復が著しく困難であるとき、原状の回復を要する程度が大きくないときであって原状の回復をするには過分の費用を要するときその他特別の事情があるときは、この限りでないものとする。

a 信託財産に損失が生じたとき 当該損失のてん補

b 信託財産に変更が生じたとき 原状の回復

2 分別管理義務違反の場合の責任

受託者が分別管理義務(第21参照)に違反して信託財産と固有財産及び他の信託財産とを分別して管理しなかった場合において、信託財産に損失又は変更が生じたときは、受託者は、分別して管理をした場合にも当該損失又は変更が生じたことを証明しなければ、不可抗力を理由として損失てん補責任又は原状回復責任(以下「損失てん補責任等」という。)を免れることはできないものとする。

(注) 受益者が複数の場合における損失てん補請求権と原状回復請求権の行使のあり方については、なお検討するものとする。

<現行法の関連条文>第27条及び第29条

第26 損失てん補責任等に関する消滅時効等について

1 損失てん補責任等に係る債権の消滅時効期間

損失てん補責任等に係る債権の消滅時効期間は、10年間とするものとする。ただし、他の法令に債権に係る消滅時効期間に関する規定があるとき

は、その規定に従うものとする。

2 受益者の損失てん補責任等に係る債権の消滅時効の起算点

受益者が有する損失てん補責任等に係る債権の消滅時効の起算点は、受益者が、受益者として指定されたこと及び受託者の任務違反行為があったことをいずれも知った時とするものとする。

3 受益者以外の者の損失てん補責任等に係る債権の消滅時効の起算点

受益者以外の者が有する損失てん補責任等に係る債権の消滅時効の起算点は、受託者の任務違反行為の時とするものとする。

4 損失てん補責任等に係る債権の除斥期間

損失てん補責任等に係る債権については20年の除斥期間を設けるものとし、受託者の任務違反行為の時をその起算点とするものとする。

(注) いわゆる利益吐き出し責任を設けることとする場合には(第20の4の乙案参照)、その責任のあり方の検討も踏まえつつ、これについても消滅時効等に関する規定を設けることとするか否かについて、なお検討するものとする。

〈現行法の関連条文〉なし

第27 法人役員の連帯責任について(★)

受託者である法人が損失てん補責任等(第25参照)を負う場合において、受託者である法人の行った法令又は信託行為の定め違反する行為につき、法人の理事又はこれに準じる者に悪意又は重大な過失があるときは、当該者は、連帯して、損失のてん補又は原状の回復をしなければならないものとする。

(注) いわゆる利益吐き出し責任を設けることとする場合には(第20の4の乙案参照)、かかる責任のあり方の検討も踏まえつつ、これについても連帯責任を課すこととするか否かについて、なお検討するものとする。

〈現行法の関連条文〉第34条

第28 受託者の違法行為の差止請求権について(★)

受託者が法令若しくは信託行為の定め違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって信託財産に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、受益者又は他の受託者は、当該受託者に対し、その行為をやめることを請求することができるものとする。

〈現行法の関連条文〉なし

第29 検査役選任請求権について (★)

受託者の信託事務の処理に関し、法令又は信託行為の定めに違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、受益者は、信託事務及び信託財産の状況を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任を請求することができるものとする。

(注1) 検査役の権限(報告徴収権・物件検査権)に関する規定を設けるものとする。

(注2) 検査役は、調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を、裁判所に提供して報告しなければならないものとする。

(注3) 検査役は、検査役の選任請求をした受益者及び受託者に対し、調査結果の内容を通知しなければならないものとし、当該通知を受けた受託者は、検査役の選任請求をしていない受益者に対し、検査役から調査結果の通知を受けた旨を通知しなければならないものとする。

(注4) 裁判所は、必要があると認めるときは、受託者に対し、裁判所が相当と認める方法により調査結果の内容を検査役の選任請求をしていない受益者に通知することを命じなければならないものとする。

(注5) 検査役の報酬等については、信託財産の中から支出するものとする。

〈現行法の関連条文〉第41条第2項

第30 受託者の権限の範囲について

受託者は、信託財産の管理又は処分その他信託目的の達成のために必要な行為を行う権限を有するものとする。ただし、信託行為に別段の定めを設けることにより、当該権限の範囲を制限することを妨げないものとする。

〈現行法の関連条文〉第1条及び第4条

第31 受託者の権限違反行為について (★)

1 権限違反行為の取消し

受託者が信託財産のためにした行為がその権限に属しない場合において、相手方が、当該行為が信託財産のためにされたものであることを知り、かつ、当該行為が受託者の権限に属しないことを知り、又は重大な過失により知らなかったときは、受益者は、当該行為を取り消すことができるものとする。

2 取消しの効果

受益者が複数存在する場合において、その一人が1によりした取消しは、他の受益者のためにもその効力が生じるものとする。

3 取消権の消滅

1の取消権は、受益者が取消しの原因があることを知った時から1月内に行使されないときは、消滅するものとする。行為がされた時から1年を経過したときも同様とするものとする。

(注1) 相手方の主観的要件の証明責任を受益者又は相手方のいずれが負うべきかについては、なお検討するものとする。

(注2) 3の「1月」又は「1年」の期間を見直し、より長期なものとするかどうかについては、受託者との取引の相手方が、受益者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に取消しをするかどうかを確答すべき旨の催告をすることができ、当該期間内に取消しがされないときは、取消権は消滅する旨の規定を設けることとするかどうかと併せて、なお検討するものとする。

(注3) 信託債権の責任財産が信託財産に限定された場合にあっても、民法第117条の規定における無権代理人の責任と同様に、善意（無重過失）の相手方は受託者に対して固有財産から履行又は損害賠償をすることを求めることができるものとするかどうかについては、なお検討するものとする。

〈現行法の関連条文〉第31条から第33条まで

第32 費用等の補償請求権について

1 信託財産から費用の補償を受ける権利

- (1) 受託者は、信託事務を処理するために必要又は有益と認められる費用を支出した場合には、当該費用について信託財産から補償を受けることができるものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。
- (2) 受託者は、(1)の権利を行使するために必要があるときは、信託財産を任意に処分することができるものとする。ただし、信託目的の達成の妨げとなる場合には、この限りでないものとする。
- (3) 受託者は、信託財産に属する債務を固有財産をもって弁済した場合には、当該債務に係る債権者に代位することができるものとする。この場合において、受託者は、遅滞なく、信託財産に属する債務を固有財産をもって弁済した旨を債権者に通知しなければならないものとする。
- (4) (1)の権利は、当該権利に係る費用が次のa又はbに該当する場合には、それぞれ当該a又はbに定める額につき、当該費用によって利益を受けた他の権利者に先立って行使することができるものとする。
 - a 信託財産の保存のために支出した金額その他の必要費 全額
 - b 信託財産の改良のために支出した金額その他の有益費 支出した金

額又は現に存する増価額のいずれか低い金額

- (5) 信託財産について、強制執行等が開始された場合には、受託者は、(1)の権利を行使するために、配当要求をすることができるものとする。

2 受益者から費用の補償を受ける権利

【甲案】

受託者は、1(1)の場合には、受益者からも補償を受ける権利を有するものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

【乙案】

受益者は、費用の補償につき責任を負わないものとするが、受託者と受益者との間で個別に費用の補償の合意をすることを妨げないものとする。

3 引渡拒絶権

受託者は、補償を受ける権利について満足を受けるまで、受益者又は帰属権利者に対し、信託財産の引渡しを拒むことができるものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

4 損失てん補責任等に係る義務の先履行

補償を受ける権利は、受託者が損失てん補責任等に係る義務を履行した後でなければ、行使することができないものとする。

5 損害補償請求権

受託者が信託事務を処理するために自己に過失なく受けた損害の補償についても、1から4まで(1(3)及び(4)を除く。)と同様とするものとする。
(注1) 1(1)については、支出した費用の償還のほか、費用の前払も受けることができるようにする方向で検討するものとする(民法第649条参照)。

(注2) 1(5)については、受託者が、信託財産から補償を受ける権利を有することを文書によって証明することにより、配当要求をすることができるようにする方向で検討するものとする。

(注3) 2において乙案を採用した場合には、受託者と受益者との間で個別に費用の補償の合意をすることを妨げない旨を明文で規定する方向で検討することとする。

(注4) 受託者は、費用等の補償を受ける権利について満足を受けることができないときは、委託者及び受益者への通知をすることなど一定の手続を経た上で、信託を終了させることができるものとする。

(注5) 受託者が第三者の故意又は過失により受けた損害については、受託者にも過失があるときであっても、第三者に対して請求することができる損害賠償の額を限度として、信託財産等からその補償を受けることができるものとする。

〈現行法の関連条文〉第36条第1項及び第2項並びに第38条

第33 報酬請求権について

1 受託者が信託報酬を受けることができる場合

(1) 受託者は、次のいずれかに該当する場合には、信託事務の処理を行うことの対価としての報酬（以下「信託報酬」という。）を受けることができるものとする。

a 信託行為において、信託報酬を受ける旨の定めがある場合

b 商人がその営業の範囲内において信託を引き受けた場合

(2) (1)の場合においては、受託者は、相当の額の信託報酬を受けることができるものとする。ただし、信託行為において信託報酬の額又はその算定方法の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

2 信託報酬を受ける権利の行使方法

(1) 受託者は、1(1)の場合には、信託財産から信託報酬を受けることができるものとする。

(2) 受益者から信託報酬を受ける権利については、次のとおりとするものとする。

【甲案】

受託者は、信託行為に定めがある場合には、受益者から信託報酬を受けることができるものとする。

【乙案】

受託者は、信託行為の定めにより当然に受益者から信託報酬を受けることができるものとはしないが、受託者と受益者との間で個別に報酬の負担の合意をすることを妨げないものとする。

(3) 信託報酬を受ける権利の行使については、費用等の補償を受ける権利の行使に関する規律（第32の1(2)及び(5)並びに4参照）と同様とするものとする。

(4) 受託者が信託報酬を受ける権利について満足を受けていない場合における信託財産の引渡しについては、費用等の補償を受ける権利に関する規律（第32の3参照）と同様とするものとする。

(注1) 1(2)の場合においては、受託者は、信託報酬を受ける前に、信託報酬の額及びその算定根拠を受益者に通知しなければならないものとする。

(注2) 受託者は、信託報酬を受ける権利について満足を受けることができないときは、委託者及び受益者への通知をすることなど一定の手続を経た上で、信託を終了させることができるものとする（第32の(注4)参照）。

(注3) 信託報酬の支払時期等については、民法第648条第2項及び第3項に準じて、所要の規定を整備するものとする。

〈現行法の関連条文〉第35条、第37条及び第38条

第34 受託者が複数の信託に関する規律について

1 信託財産の所有形態

1つの信託で複数の受託者があるときは、信託財産は、その合有とするものとする。

2 信託事務処理の方法

(1) 信託事務の決定

信託事務は、共同受託者の過半数をもって決定するものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

(2) 信託事務の執行

各受託者は、(1)の意思決定に基づき、信託事務を執行することができるものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

(3) 保存行為を行う場合の特例

保存行為については、各受託者は、単独で決定し、執行することができるものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

(4) 信託行為に職務分掌の定めがある場合の特例

信託行為の定めにより共同受託者の間で職務が分掌されている場合においては、各受託者は、分掌された職務の限度で、独立して信託事務を決定し、執行するものとする。

3 受託者間の信託事務処理の委託

(1) 受託者は、信託行為に別段の定めがある場合又はやむを得ない事情が生じた場合を除き、他の受託者に対し、重要な信託事務の決定を委託することはできないものとする。

(2) 信託行為の定めにより信託事務を執行する受託者を定めた場合においては、信託行為に別段の定めがあるとき又は当該受託者にやむを得ない事情が生じたときに限り、当該受託者は、他の受託者に対し、信託事務の執行を委託することができるものとする。

4 共同受託者の責任

(1) 受益者に対する責任 (★)

受託者が信託財産に関してその任務に違反する行為をした場合に負う損失てん補責任等(第25参照)について、受託者が複数の場合には、当該行為に係る意思決定又はその対外的な執行をした受託者が連帯して責

任を負うものとする。

(2) 取引の相手方に対する責任

a 信託事務の処理により共同受託者が第三者に対して債務を負担したときは、共同受託者は、固有財産をもって連帯して弁済の責任を負うものとする。

b 信託行為の定めにより共同受託者の間で職務が分掌されている場合において、受託者が分掌された職務の限度で独立に信託事務を処理することにより第三者に対して債務を負担したときは、職務を執行した受託者のみが固有財産をもって弁済の責任を負うものとする。

(注1) 受益者の受託者に対する意思表示は、信託行為に別段の定めがない限り、共同受託者の1人に対してすれば他の受託者にもその効力が生じるものとする。また、第三者の受託者に対する意思表示は、共同受託者の1人に対してすれば、他の受託者にも効力が生じるものとする。

(注2) 信託行為の定めにより複数の者が受託者として指定された場合において、指定された者の一部が信託の引受けを拒絶し、又は引受けをすることができなかつたときであっても、信託行為に別段の定めがない限り、信託は存続するものとする。また、共同受託者の一部について任務が終了した場合においては、信託行為に別段の定めがない限り、信託は存続し、任務が終了した受託者の有していた権限等は、残りの受託者が承継するものとする。

(注3) 2及び3の規律に反してなされた行為(例えば、ある受託者が受託者の過半数の賛成を得ずに第三者とした取引)は、受託者の権限に属しない行為となることを前提としている。

(注4) 信託債権者が信託債権に関して受託者の1人に対して債務名義を取得した場合において、当該債務名義をもって共同受託者の合有財産である信託財産に強制執行をすることができるものとするかどうかについては、債務名義の対象となっていない他の受託者に対する手続保障、執行文付与のあり方等を踏まえ、なお検討するものとする。

〈現行法の関連条文〉第24条及び第25条

第35 受託者の職務の引受けについて (★)

1 受託者として指定された者に対する利害関係人の催告権

利害関係人は、信託行為の定めにより受託者として指定された者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に就任を承諾するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができるものとする。

2 被指定者による回答の相手方及び不回答の効果

1 の場合において、受託者として指定された者がその期間内に受益者に対して確答をしないときは、就任を拒絶したものとみなすものとする。

(注) 2 の場合において、受託者として指定された者は、信託管理人、受託者監督人(仮称)又は受益者代理(仮称)(第44参照)に対して確答することもできるものとする。

ただし、受益者として権利を行使することのできる者がいない場合において、信託管理人が選任されていないときは、1 の催告をした者に対して確答すべきものとする。

〈現行法の関連条文〉なし

第36 合併又は会社分割による受託者の変更について

1 合併による受託者の変更

受託者が株式会社の場合において、受託者が合併により解散したときにおいても、受託者の任務は終了せず、合併によって設立された株式会社又は合併後存続する株式会社がその任務を承継するものとする。この場合において、受益債権については、会社法上の債権者保護手続(会社法第789条・第810条参照)の対象とはしないものとする。

2 会社分割による受託者の変更

受託者が株式会社の場合において、受託者が会社分割により営業の全部又は一部を設立する株式会社又は他の株式会社に承継させることにより信託財産を移転するときにおいても、受託者の任務は終了せず、当該設立する株式会社又は他の株式会社がその任務を承継するものとする。この場合において、受益債権については、会社法上の債権者保護手続(会社法第799条・第810条参照)の対象とはしないものとする。

(注1) 資本減少及び法定準備金減少の手続においても、受益債権については、会社法上の債権者保護手続の対象とはしないものとする。

(注2) 信託財産のみを責任財産とする信託債権を有する者についても、会社法上の債権者保護手続の対象とはしないものとする。

〈現行法の関連条文〉第42条

第37 受託者の解任及び辞任について

1 受託者の解任

(1) 委託者及び受益者の合意により、受託者をいつでも解任することができるものとする。

(2) (1)の場合において、受託者の不利な時期において解任することとしたときは、その損害を賠償しなければならないものとする。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでないものとする。

- (3) (1)及び(2)にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。
- (4) 受託者がその任務に違反したことその他重要な事実があるときは、委託者又は受益者は、受託者の解任を裁判所に請求することができるものとする。(★)

2 受託者の辞任

- (1) 現行法第43条の規定の趣旨を維持し、受託者は、委託者及び受益者の承諾がなければ辞任することができないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。
 - (2) 現行法第46条の規定の趣旨を維持し、受託者は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができるものとする。
- ＜現行法の関連条文＞第43条、第46条及び第47条

第38 解任及び辞任以外の受託者の任務終了事由について

受託者の任務は、解任又は辞任があった場合のほか、次の場合に終了するものとする。

- a 受託者が死亡し、又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたとき。
- b 受託者が合併以外の事由により解散したとき。
- c 受託者について破産手続開始の決定があったとき。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。
- d 信託行為に定めた事由が生じたとき。

(注) 現行法第44条の規定(受託者の資格喪失による任務終了)は、削除するものとする。

＜現行法の関連条文＞第42条及び第44条

第39 前受託者等の義務等について

1 受託者の解任等による任務の終了の場合

- (1) 解任その他の事由(第38のa及びcの事由を除く。)により受託者の任務が終了したときは、前受託者は、受益者及び他の受託者に対し、その旨の通知をしなければならないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。
- (2) (1)の事由による受託者の任務の終了により受託者の全部が欠けたときは、前受託者は、新受託者又は信託財産管理人が事務の処理をすることができるようになるまで、引き続き信託財産の保管をし、かつ、事務の

引継ぎに必要な行為をすることを要するものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

- (3) (2)にかかわらず、辞任（裁判所の許可による辞任を除く。）による受託者の任務の終了により受託者の全部が欠けたときは、前受託者は、新受託者又は信託財産管理人が事務の処理をすることができるようになるまで、引き続き受託者の権利義務を有するものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

2 受託者の死亡等による任務の終了の場合

- (1) 第38のaの事由により受託者の任務が終了した場合において、受託者の相続人（法定代理人があるときは、その法定代理人）、成年後見人又は保佐人（以下「相続人等」という。）がその事実を知っているときは、相続人等は、受益者及び他の受託者に対し、受託者の任務が終了したことを通知しなければならないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。
- (2) 第38のaの事由による受託者の任務の終了により受託者の全部が欠けたときは、受託者の相続人等は、新受託者、信託財産管理人又は信託財産法人の管理人が事務の処理をすることができるようになるまで、信託財産の保管をし、かつ、事務の引継ぎに必要な行為をすることを要するものとする。
- (3) 受託者の相続人等は、新受託者、信託財産管理人又は信託財産法人の管理人に対し、(1)又は(2)による事務を遂行するために支出した費用の償還を請求することができるものとする。

3 受託者の破産による任務の終了の場合

- (1) 第38のcの事由により受託者の任務が終了したときは、前受託者は、破産管財人に対し、自己の有する信託財産の内容、所在その他の事項を通知しなければならないものとする。
- (2) 第38のcの事由により受託者の任務が終了したときは、前受託者は、受益者及び他の受託者に対し、その旨を通知しなければならないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。
- (3) 第38のcの事由による受託者の任務の終了により、受託者の全部が欠けたときは、破産管財人は、新受託者又は信託財産管理人が事務を処理することができるようになるまで、信託財産を保管し、かつ、事務の引継ぎに必要な行為をすることを要するものとする。
- (4) 破産管財人は、新受託者又は信託財産管理人に対し、(3)による事務を

遂行するために支出した費用の償還を請求することができるものとする。

〈現行法の関連条文〉第42条及び第45条

第40 受託者の選任について

1 合意による受託者の選任

受託者が任務を終了した場合においては、委託者及び受益者の合意により、受託者を選任することができるものとする。

2 裁判所による受託者の選任（★）

現行法第49条第1項の規定の趣旨を維持し、受託者が任務を終了した場合においては、利害関係人は、新受託者の選任を裁判所に請求することができるものとする。

〈現行法の関連条文〉第49条

第41 受託者の交代に伴う法律関係について

1 受託者の全部の任務が終了した場合の信託財産の帰属

受託者の全部の任務が終了し、新受託者が就任していないときは、信託財産の帰属は、次のとおりとするものとする。

a 受託者の死亡以外の事由による場合 前受託者に帰属するものとする。

b 受託者の死亡による場合 信託財産は法人とするものとする。ただし、新受託者が就任したときは、存立しなかったものとみなすものとする。

2 新受託者に対する権利義務の承継

(1)ア 受託者の全部の任務が終了し、新受託者が就任したときは、新受託者は、前受託者の任務が終了した時に前受託者から信託に関する権利及び義務を承継したものとみなすものとする。

イ アにかかわらず、辞任（裁判所の許可による辞任を除く。）により受託者の全部の任務が終了したときは、新受託者は、新受託者又は信託財産管理人が就任した時に前受託者から信託に関する権利及び義務を承継したものとみなすものとする。

(2) (1)により信託に関する権利及び義務を承継したものとみなされた場合においても、新受託者が就任するまでに、前受託者、信託財産法人の管理人又は信託財産管理人がその権限内でした行為の効力は妨げられないものとする。

3 債務の承継に伴う前受託者又は新受託者の責任の範囲

- (1) 前受託者は、次に掲げた時点で存する信託財産に属する債務について、その固有財産をもって弁済の責任を負うものとする。
 - a 2(1)アの場合には、前受託者の任務が終了した時
 - b 2(1)イの場合には、新受託者又は信託財産管理人が就任した時
- (2) 新受託者は、(1)の債務について、信託財産のみをもって弁済の責任を負うものとする。

4 新受託者への事務引継ぎ等 (★)

- (1) 新受託者又は信託財産管理人が就任した場合には、前受託者は、遅滞なく信託事務に関する計算を行い、新受託者又は信託財産管理人がその事務の処理を行うのに必要な事務の引継ぎをしなければならないものとする。
- (2) 次に掲げる場合には、前受託者のその受益者に対する引継ぎに関する責任は免除されたものとみなすものとする。ただし、前受託者に不正の行為があったときは、この限りでないものとする。
 - a 受益者が(1)の計算を承認した場合
 - b (1)の計算の承認を求められた時から1月以内に受益者が異議を述べなかった場合

(注1) 裁判所は、利害関係人の請求により、信託財産法人の管理人を選任することができるものとし、信託財産法人の管理人の権限、義務、報酬、任務終了事由等については、信託財産管理人の規律(第42参照)を準用するものとする。

(注2) 3(1)の「信託財産に属する債務」については、信託財産のみを責任財産とする債務を除くものとする。

(注3) 受託者の交代に関する現行法の規定のうち、現行法第51条(新受託者の前受託者に対する損失てん補請求権等の行使)及び第53条(信託財産に対する執行手続の続行)については、現行法の規定の趣旨を維持するものとする。

(注4) 共同受託者の一部の任務が終了した場合における受託者の交代に伴う法律関係について、規定を設けるものとする。

(注5) 前受託者は、新受託者(新受託者が就任していない場合において、信託財産法人の管理人又は信託財産管理人(以下「信託財産管理人等」という。)が選任されるときは、当該信託財産管理人等)から費用等の補償(第32参照)又は信託報酬(第33参照)を受けることができるものとする。この場合において、受益者から費用等の補償又は信託報酬を受ける権利については、第32の2及び第33の2(2)に準じるものとする。

(注6) 相続人等の新受託者への事務引継ぎ等に関する規定を設けるものとする。

〈現行法の関連条文〉第50条から第55条まで

第42 信託財産管理人について

1 信託財産管理人の選任（★）

受託者の任務の終了により受託者の全部又は一部が欠けた場合において、信託財産を保護するために必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の請求により、信託財産管理人を選任することができるものとする。

2 信託財産管理人の権限

信託財産管理人は、次に掲げる行為をする権限を有するものとする。ただし、裁判所は、必要があると認めるときは、信託財産管理人に対して上記の権限を超える権限を付与することができるものとする。

a 信託財産の保存行為

b 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為

3 信託財産管理人の義務

信託財産管理人の義務については、民法の受任者の義務と同様とするものとする（民法第644条、第646条及び第647条）。

(注1) 裁判所に対して受託者の辞任又は解任の請求がされたにすぎない段階においても、信託財産を保護するために必要があると認めるときに、裁判所が信託財産管理人を選任することを認めるものとするかどうかについては、なお検討するものとする。

(注2) 信託財産管理人が選任された場合においては、任務が終了した受託者は、その権限を行使することができないものとする。

(注3) 信託財産管理人が選任された場合の信託財産関係の訴えについては、信託財産管理人を原告又は被告とするものとする。

(注4) 信託財産管理人の費用及び報酬については、信託財産の中から支出するものとする。

(注5) 信託財産管理人の任務終了事由（辞任・解任等）について、所要の規定を整備するものとする。

(注6) 民事保全法第23条第2項に規定する仮処分命令により選任された受託者の職務を代行する者については、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、信託財産管理人と同様の権限を有するものとする。

〈現行法の関連条文〉第48条

受益者・受益権関係

第43 受益者の利益の享受について

1 受益権の取得時期

信託行為の定めにより受益者として指定された者は、受益の意思表示をすることなく受益権を取得するものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

2 受益者として指定された者に対する通知

1により受益者として指定された者が受益権を取得した場合には、受託者は、遅滞なく、当該者に対し、受益権取得の事実を通知しなければならないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

〈現行法の関連条文〉第7条

第44 信託管理人等について

1 信託管理人

(1) 受益者として権利を行使することのできる者がいない信託にあっては、次に掲げる方法により信託管理人を選任することができるものとする。

a 信託行為の定めにより選任する方法

b 利害関係人の請求に基づいて裁判所が選任する方法 (★)

(2) 信託管理人は、自己の名をもって、信託に関する受益者の権利を行使することができるものとする。

2 受託者監督人 (仮称)

(1) 次に掲げる方法により、受託者監督人 (仮称) を選任することができるものとする。

a 信託行為の定めにより選任する方法

b 利害関係人の請求に基づいて裁判所が選任する方法 (受益者が受託者を十分に監督することができないおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合に限る。) (★)

(2) 受託者監督人 (仮称) は、信託に関する受益者の権利のうち、損失てん補請求権その他受託者を監督するために認められた権利 (第45の別表「受益者の権利」参照) を行使することができるものとする。

3 受益者代理 (仮称)

(1) 信託行為の定めにより、受益者の全部又は一部のために、受益者代理 (仮称) を選任することができるものとする。

資料 信託法改正要綱試案

- (2) 受益者代理（仮称）は、信託に関する受益者の権利を行使することができるものとする。
- (3) 受益者代理（仮称）が選任された場合においては、受益者は、前記別表記載の権利を除き、信託法において受益者に認められた権利を行使することができないものとする。
- (注1) 信託行為の定めにより信託管理人が選任されている場合には、裁判所は、信託管理人を選任することはできないものとする。受託者監督人（仮称）についても同様とするものとする。
- (注2) 受託者監督人（仮称）が選任された場合であっても、受益者は、損失てん補請求権その他受託者を監督するために受益者に認められた権利（第45の別表「受益者の権利」参照）を行使することができるものとする。
- (注3) 信託行為の定めにより、信託管理人、受託者監督人（仮称）又は受益者代理（仮称）（以下「信託管理人等」と総称する。）の権限を変更することができるものとする（ただし、裁判所によって選任された信託管理人又は受託者監督人（仮称）については、この限りでないものとする。）。
- (注4) 信託管理人等の義務及び責任は、民法の受任者の義務及び責任と同様とするものとする。
- (注5) 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び受託者（受託者が法人であるときはその役員又は使用人を含む。）は信託管理人等になることができないものとする。
- (注6) 信託管理人等の報酬及び任務終了事由について、所要の規定を整備するものとする。

〈現行法の関連条文〉第8条

第45 信託行為の定めによる受益者の権利の制限について

別表記載の権利（番号19、20、30から32までの権利を除く。）を信託行為で制限することはできないものとする。

- (注1) 帳簿等の閲覧等請求権の制限の可否については第23を、受益者名簿の閲覧等請求権の制限の可否については第24を参照。
- (注2) 受益者が多数に上る場合について、一定割合を超える受益権を有する受益者に限って権利行使を認めるなどの特例を設けるものとするかどうかについては、なお検討するものとする。

〈現行法の関連条文〉別表「受益者の権利」の「現行法の関連規定」欄参照

(別表) 「受益者の権利」

番号	類 型	権 利 の 内 容	現行法の関連規定	
1	利益を享受する権利等	信託の利益の受領権 (配当を受ける権利)	第19条	
2		受益権取得請求権	なし	
3	裁判所に対する請求権	信託の変更請求権	第23条	
4		信託の併合 (仮称) 請求権	なし	
5		信託の分割 (仮称) 請求権	なし	
6		受託者の解任請求権	第47条	
7		受託者の選任請求権	第49条第1項・第2項	
8		信託財産管理人等の選任請求権	第48条	
9		信託財産管理人等の解任請求権	なし	
10		信託財産管理人等の任務終了に係る請求権	なし	
11		受託者監督人 (仮称) の選任請求権	第8条	
12		受託者監督人 (仮称) の解任請求権	第8条	
13		受益者代理 (仮称) の解任請求権	第8条	
14		検査役選任請求権	第41条第2項	
15		信託の終了請求権	なし	
16		信託に関する情報入手権	帳簿等の閲覧等請求権	第40条
17			信託財産の状況に関する書類の閲覧等請求権	第40条
18	受託者に対する説明請求権		第40条	
19	信託財産の状況に関する情報受領権 (※)		なし	
20	受益者となった事実の通知受領権 (※)		なし	
21	受益者名簿の閲覧等請求権		なし	
22	信託違反行為の是正権	損失てん補請求権	第27条・第29条	
23		原状回復請求権	第27条・第29条	
24		いわゆる利益吐き出し責任の追及権	なし	
25		受託者の違法行為の差止請求権	なし	
26		権限違反行為の取消権	第31条	
27	信託財産に関する権利	破産管財人による信託財産の処分行為等の差止請求権	なし	
28		受託者の固有債権者からの強制執行等に対する異議申立権	第16条第2項	

資料 信託法改正要綱試案

番号	類型	権利の内容	現行法の関連規定
29	その他の権利	受託者交代時の受益者の計算の承認権	第55条第2項
30		受託者の任務の終了時の通知受領権（※）	なし
31		利益相反行為等に関する通知受領権（※）	なし
32		信託の変更に係る通知受領権（※）	なし
33		信託の終了時の受益者の計算承認権等	第65条
34		受託者に対する引受けの催告権	なし

第46 受益権取得請求権について（★）

次に掲げる事項（以下「特別決定事項」という。）に係る信託の変更又は信託の併合（仮称）若しくは信託の分割（仮称）がされた場合においては、当該変更により損害を受けるおそれのある受益者は、受託者に対し、自己の有する受益権を公正な価格で取得するよう請求することができるものとする。

- a 信託の目的の変更
- b 受益者から費用等の補償を受ける権利又は受益者から信託報酬を受ける権利の創設（第32の2又は第33の2(2)で甲案を採用した場合に限る。）
- c 受益権の譲渡性の制限
- d 受託者の責任の全部又は一部の免除
- e 受益者間の衡平を害する受益債権の内容の変更

（注1） 信託の変更等の決定の方法については、信託行為の定めによる限界を設けることはしていないが（第54の3参照）、上記の受益権取得請求権との関係でこのような方向で良いかどうかについては、なお検討するものとする。

（注2） 特別決定事項に係る信託の変更、信託の併合（仮称）及び信託の分割（仮称）以外にも受益者に対して受益権取得請求権を付与すべきものがあるかどうかについては、なお検討するものとする。

（注3） 受益権取得請求権を行使できるのは、特別決定事項に係る信託の変更、信託の併合（仮称）又は信託の分割（仮称）によって損害を受けるおそれのある受益者に限定しているが、このような限定の当否については、なお検討するものとする。

（注4） 特別決定事項に係る信託の変更、信託の併合（仮称）又は信託の分割（仮称）に関して受益者が関与できる場合にあっては、変更等に賛成した受益者は受益権取得請求をすることができないものとする。

（注5） 特別決定事項に係る信託の変更、信託の併合（仮称）又は信託の分割（仮称）に

当たっては、その当事者は、これらの行為の中止に関する条件を合意又は決定しなければならないものとする。

(注6) 裁判所による受益権の取得価格の決定その他受益権取得請求に係る手続に関して所要の規定を整備するものとする。

(注7) 受託者は、受益者に対し、特別決定事項に係る信託の変更、信託の併合（仮称）又は信託の分割（仮称）がされたことを通知しなければならないものとし、この通知については公告によることも認めるものとする。

〈現行法の関連条文〉なし

第47 受益者が複数の場合の意思決定方法について

1 複数の受益者による意思決定の方法

1つの信託で複数の受益者がある場合において、別表「受益者の合意を要する信託法上の事項」記載の事項（以下「別表記載事項」という。）に関して、受益者による意思決定を要するときは、信託行為の定めにより受益者集会その他の方法で行うことができるものとする。

2 信託行為の定めによる多数決制度の導入

別表記載事項に関しては、原則として、受益者全員の合意を要するものとするが、信託行為の定めにより受益者の多数決をもって意思決定をすることを認めるものとする。

3 受益者集会に関する規律

(1) 受益者集会の招集

ア 受益者集会は、受託者又は受託者監督人（仮称）が招集するものとする。

イ 受益者は、受益者集会の招集権者に対し、受益者集会の目的である事項及び招集の理由を示して、受益者集会の招集を請求することができるものとする。

ウ 受益者集会は、必要があると認められる場合に随時招集するものとする。

(2) 議決権の数・受益者集会の決議

ア 受益者は、その所有する受益権の個数に応じた議決権を有するものとする。

イ 受益者集会の決議については、原則として、普通決議（議決権総数の過半数又は信託行為の定める議決権の数を有する受益者が出席し、出席した受益者の議決権の過半数をもって行う決議をいう。）によるものとする。

資料 信託法改正要綱試案

- (3) 受益者集会の決議の効力
 受益者集会の決議は、すべての受益者に対して効力が及ぶものとする。
- (4) 受益者集会に要した費用の負担
 受益者集会に要した費用は、信託財産をもって支出するものとする。
- (5) 任意規定
 (1)から(4)までにかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。
- (注1) 受益者集会の招集手続に関して、所要の規定（受益者に対する招集通知、受益者提案権、招集手続の省略等）を整備するものとする。
- (注2) 別表記載事項の中には、受益者の利害に深く関連するものがあると考えられることから、このような事項に係る決議については、特別決議（議決権総数の過半数又は信託行為の定める議決権の数を有する受益者が出席し、出席した受益者の議決権の3分の2以上の多数をもって行う決議をいうものとする。）によるものとし、その範囲については、なお検討するものとする。
- (注3) 議決権の行使について、所要の規定（議決権の代理行使、書面等による議決権の行使、議決権の不統一行使等）を整備するものとする。
- (注4) 受益者集会の議長、議事録、利害関係人の受益者集会への出席その他所要の規定を整備するものとする。

〈現行法の関連条文〉別表「受益者の合意を要する信託法上の事項」の「現行法の関連規定」参照

(別表) 「受益者の合意を要する信託法上の事項」

	権利の内容	現行法の関連規定
1	受託者の解任の合意権	なし
2	受託者の辞任に対する承諾権	第43条
3	受託者の選任の合意権	なし
4	受託者監督人（仮称）の解任の合意権	なし
5	受託者監督人（仮称）の辞任に対する承諾権	なし
6	受益者代理（仮称）の解任の合意権	なし
7	受益者代理（仮称）の辞任に対する承諾権	なし
8	信託の変更の合意権	なし
9	信託の併合（仮称）の合意権	なし

	権 利 の 内 容	現行法の関連規定
10	信託の分割 (仮称) の合意権	なし
11	信託の終了の合意権	第57条
12	受託者の責任の全部又は一部の免除の合意権	なし
13	忠実義務違反行為等の承認権	なし

第48 受益権の譲渡について

1 受益権の譲渡性

- (1) 受益者は、その有する受益権を譲渡することができるものとする。ただし、その性質に反するときは、この限りでないものとする。
- (2) (1)は、信託行為において別段の定めをした場合には、適用しないものとする。ただし、善意の第三者に対抗することができないものとする。

2 受益権の譲渡の対抗要件

- (1) 受益権の譲渡は、受益権の譲渡をした者がこれを受託者に通知し、又は受託者がこれを承諾しなければ、受託者その他の第三者に対抗することができないものとする。
- (2) (1)の通知及び承諾は、確定日付ある証書をもってしなければ、これを受託者以外の第三者に対抗することができないものとする。

3 受益権の譲渡における受託者の抗弁

受託者は、2(1)の通知又は承諾があるまでに受益権の譲渡をした者に対して生じた事由をもって受益権の譲渡を受けた者に対抗することができるものとする。

(注) 受益権の譲渡があった場合における受益者に対する補償請求権及び報酬請求権の取扱いについては、これらの権利の位置付けをどのようなものと整理するか(第32の2及び第33の2(2)参照)を踏まえ、なお検討するものとする。

〈現行法の関連条文〉なし

第49 受益権の放棄について

1 第32の2(受益者から費用等の補償を受ける権利)又は第33の2(2)(受益者から信託報酬を受ける権利)で甲案を採用した場合

(1) 受益権の放棄及びその例外

受益者は、受益権を放棄することができるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでないものとする。

【甲案】

受益者が、受託者に対し、受益権を放棄しない旨の意思表示をしたとき。

【乙案】

a 信託行為に別段の定めがあるとき（ただし、信託行為の定めにより受益者として指定された第三者が受益権を放棄できない旨の定めを置くことは許されないものとする。）。

b 受益者が、受託者に対し、受益権を放棄しない旨の意思表示をしたとき。

(2) 受益権の放棄の効果

a 受益者（信託行為の定めにより受益者として指定された第三者を除く。）は、放棄の時点以前に生じた原因に基づく責任を免れないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

b 信託行為の定めにより受益者として指定された第三者が受益権を放棄した場合にあっては、当該第三者は、当初から受益権を取得しなかったものとみなすものとする。

2 第32の2及び第33の2(2)で乙案を採用した場合

信託行為の定めにより受益者として指定された第三者は、受益権を放棄することができるものとする。この場合において、受益権を放棄した第三者は、当初から受益権を取得しなかったものとみなすものとする。

〈現行法の関連条文〉第36条第3項

第50 受益債権についての物的有限責任について

受益債権に係る債務については、受託者は、信託財産のみをもってその履行の責めに任ずるものとする。

〈現行法の関連条文〉第19条

第51 受益債権と信託債権との優先劣後関係について

受益債権と信託債権との優先劣後関係については、次のとおりとするものとする。

【甲案】

受益債権は信託債権に劣後するものとする。

【乙案】

同順位とするものとする。

(注) 乙案を採用した場合においても、信託行為等によってする受益債権の劣後特約が一

律に効力を有しないことにはならないことを前提としている。

〈現行法の関連条文〉なし

第52 受益債権等の消滅時効等について

1 受益債権の消滅時効等

- (1) 受益債権の消滅時効は、他の法令の債権に係る消滅時効に関する規定に従うものとするが、受益者が受益者として指定されたことを知った後でなければ、受益債権の消滅時効は進行しないものとする。
- (2) 受託者は受益債権の消滅時効を援用することができないものとするが(第19参照)、時効期間の経過後において、受益者に対して受益債権の存在及びその内容を相当の期間を定めて通知し、かつ、当該期間内に受益者から履行の請求を受けなかったときは、この限りでないものとする。
- (3) 受益者の所在が時効期間の経過時において不明である場合その他(2)の通知をしなかったことについて正当な理由がある場合にも、受益債権の消滅時効を援用することができるものとする。
- (4) 受益債権については20年の除斥期間を設けるものとし、受益債権を行使することができる時をその起算点とするものとする。

2 残余財産に関する権利の消滅時効等

信託財産の帰属権利者(第58の4(1)a参照)が受託者に対して有する残余財産に関する権利についても、1と同様に取り扱うものとする。

〈現行法の関連条文〉なし

委託者関係

第53 私益信託における委託者の権利義務等について

1 委託者の権利義務

私益信託における委託者の信託法上の権利義務は、信託行為に別段の定めがない限り、次のとおりとするものとする。

- a 信託の監視・監督的権能については、受託者、受託者監督人(仮称)等の選任、解任及び辞任に関する権利並びに利害関係人一般に認められる権利を除き、委託者には、付与しないものとする。
- b 信託の目的に反しないことが明らかな信託の変更、併合(仮称)若しくは分割(仮称)又は信託の終了については、委託者の同意を要しないものとする。
- c 委託者は法定帰属権利者(第58の4(2)参照)となるものとする。

2 委託者の地位の移転

資料 信託法改正要綱試案

委託者の地位については、他の委託者、受益者及び受託者の同意を得て移転することを妨げないものとする。

(注1) 1について信託行為に別段の定めがあるときは、

- aの各権利以外の信託の監視・監督的権能を委託者に留保し、又は上記の各権利を放棄させること
- 信託の目的に反しないことが明らかな信託の変更等又は信託の終了についても委託者の同意を要するものとする、及び信託の目的に反する信託の変更等又は信託の終了であっても委託者の同意を要しないものとする
- 第三者を帰属権利者に指定することができるものとする。

(注2) 裁判所に対する請求により、信託の変更、併合、分割又は終了をすることができるものとする場合には、その請求権を委託者にも認めるものとする（第54から第57まで参照）。

(注3) 1については、別表「私益信託における委託者の権利義務の取扱い」参照。

＜現行法の関連条文＞別表「私益信託における委託者の権利義務の取扱い」の「現行法上の根拠規定」欄参照

(別表) 「私益信託における委託者の権利義務の取扱い」

	種別	権利の内容	現行法上の根拠規定	別段の定めがない場合の権利の存否
1	信託の監視・監督的権能	受託者の固有債権者からの強制執行等に対する異議申立権	第16条第2項	×
2		任務違反等に係る受託者に対する損失てん補等請求権	第27条・第29条	×
3		帳簿等の閲覧等請求権	第40条第2項	×
4		受託者に対する説明請求権	第40条第2項	×
5		いわゆる利益吐き出し責任の追及権	なし	×
6		受託者の違法行為の差止請求権	なし	×
7		検査役選任請求権	第41条第2項	×
8		受託者の解任の合意権(委託者及び受益者の合意)	なし	○
9		裁判所に対する受託者の解任請求権	第47条	○
10		受託者の辞任に対する承諾権	第43条	○

信託法研究 第30号 (2005)

	種 別	権 利 の 内 容	現行法上の 根 拠 規 定	別段の定めが ない場合の権 利の存否
11	※17以下は利 害関係人とし ての権限	受託者の選任の合意権(委託者及び受 益者の合意)	なし	○
12		破産管財人による信託財産の処分行為 等の差止請求権	なし	×
13		裁判所に対する信託財産管理人等の解 任請求権	なし	○
14		裁判所に対する受託者監督人(仮称)の 解任請求権	なし	○
15		裁判所に対する受益者代理(仮称)の解 任請求権	なし	○
16		受益者名簿の閲覧等請求権	なし	×
17		受託者の職務の引受けの催告権	なし	○
18		裁判所に対する信託管理人の選任請求 権	第8条	○
19		裁判所に対する信託管理人の解任請求 権	なし	○
20		裁判所に対する受託者監督人(仮称)の 選任請求権	なし	○
21		信託財産に関する書類の閲覧等請求権	第40条第1項	○
22		裁判所に対する受託者の選任請求権	第49条第1項・ 第2項	○
23		裁判所に対する信託財産管理人等の選 任請求権	第48条	○
24		信託の基礎的 な変更に関す る権利	信託の変更(信託目的に反するもの)の 合意権	なし
25	信託の変更(信託目的に反しないもの) の合意権		なし	×
26	裁判所に対する信託の変更請求権		第23条	○
27	信託の併合(仮称)(信託目的に反する もの)の合意権		なし	○
28	信託の併合(仮称)(信託目的に反しな いもの)の合意権		なし	×
29	裁判所に対する信託の併合(仮称)請求 権		なし	○

資料 信託法改正要綱試案

	種 別	権 利 の 内 容	現行法上の 根拠規定	別段の定めがない場合の権 利の存否
30		信託の分割(仮称)(信託目的に反するもの)の合意権	なし	○
31		信託の分割(仮称)(信託目的に反しないもの)の合意権	なし	×
32		裁判所に対する信託の分割(仮称)請求権	なし	○
33		信託の終了の合意権(委託者及び受益者の合意)	第57条	○
34		裁判所に対する信託の終了請求権	なし	○
35	法律行為の当 事者としての 権利・義務	報酬支払義務	第35条(解釈上)	×
36		信託契約の無効・取消し	なし	○
37	財産出捐者としての地位	信託終了時に帰属権利者が存しない場合における信託財産の帰属	第62条	○

信託の変更関係

第54 信託の変更について

1 信託の変更の要件

信託の変更(第55及び第56に該当するものを除く。以下この第54において同じ。)は、委託者、受益者及び受託者の合意により行うことができるものとする。

2 1の例外

1の例外として、下記の趣旨の規定を整備するものとする。

(1) 次のa又はbに掲げる要件を満たすときは、それぞれa又はbに定めるものにより信託を変更することができるものとする。この場合において、受託者は、aに定めるところにより信託の変更がされたときは委託者に対し、bに定めるところにより信託の変更がされたときは委託者及び受益者に対し、変更された内容を、遅滞なく、通知しなければならないものとする。

a 信託の目的に反しないことが明らかであるとき 受益者及び受託者の合意

b 信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるとき 受託者の決定

(2) 次のa又はbに掲げる要件を満たすときは、それぞれa又はbに定める者は、受託者に対して、信託の変更を請求することができるものとする。この場合において、bに定める者が受託者に対して信託の変更を請求したときは、受託者は、委託者に対し、変更された内容を、遅滞なく、通知しなければならないものとする。

a 受託者の利益を害しないことが明らかであるとき 委託者及び受益者

b 信託の目的に反しないこと及び受託者の利益を害しないことが明らかであるとき 受益者

3 1及び2の例外

1及び2にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

4 裁判所に対する変更の請求 (★)

信託行為の当時予見することができない特別の事情が生じた場合における裁判所に対する変更の請求については、次のとおりとするものとする。

(1) 【甲案】

信託行為の当時予見することのできない特別の事情によって信託財産の管理方法が信託の目的に適合しなくなることとなったときは、委託者、受益者又は受託者は、その変更を裁判所に請求することができるものとする。

【乙案】

信託行為の当時予見することのできない特別の事情が生じた場合においては、委託者、受益者又は受託者は、信託財産の管理方法の変更に限定することなく、より広い範囲の信託の変更を裁判所に請求することができるものとする。

(2) (1)は、(1)により変更された信託行為について準用するものとする。

(注1) 2(2)の請求は形成的効果を生じさせるものであり、2の請求がされた場合において、信託の変更は、請求に係る通知が受託者に到達した時に、その効力を生じるものとする。

(注2) 3の信託行為の別段の定めにより変更することができる事項の範囲について、制限を設けることとするかどうかについては、なお検討するものとする。

なお、3の信託行為の別段の定めにより変更することができる事項の範囲について制限を設けることとする場合には、いわゆる合同運用の信託において、各信託の受益者の多数決によって信託の変更をすることが一定の範囲で制限されることになる。

(注3) 4において乙案を採用した場合には、裁判所に変更を請求することができる事項

資料 信託法改正要綱試案

(例えば、受益債権の変更に係るものを除くこととするなど)、裁判所に請求するための要件(例えば、緊急性の要件を設定するなど)等について、なお検討するものとする。

(注4) 4において乙案を採用した場合には、当事者は、必ず変更内容を提示して請求をしなければならないこととし、裁判所が行う判断は、提示された内容の許可・不許可だけであり、内容が合理的ではないと判断した場合においても、裁判所が職権で変更することまでは要求されないこととすることが合理的であると考えられるがどうか。

〈現行法の関連条文〉第23条

第55 信託の併合(仮称)について

1 定義

「信託の併合」(仮称)とは、2に定めるところに従い、同一の受託者に係る複数の信託の信託財産を一の新たな信託における信託財産とすることをいう。

2 信託の併合(仮称)手続

- (1) 受託者は、信託の併合(仮称)をするには、一定の事項を明らかにしてしなければならないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。
- (2) 第54(2(2)を除く。)は、信託の併合(仮称)について準用するものとする。
- (3) 受託者は、信託の併合(仮称)がされる前に、信託財産について信託前の原因によって生じた債権又は第12の1の(2)から(4)までに規定する受託者の行為により生じた債権を有する者に対し、信託の併合(仮称)に異議があれば一定の期間(1月を下回ってはならないものとする。)内に述べるべき旨を官報に掲載して公告し、かつ、債権者(信託財産のみを責任財産とする債権を有する者に限る。)であって知っているものに対しては各別にこれを催告しなければならないこと等を内容とする債権者保護手続を設けるものとする。
- (4) (3)にかかわらず、信託の併合(仮称)をしても債権者を害するおそれのないことが明らかである場合には、(3)の手続を要しないものとする。
- (5) 信託の併合(仮称)がされる前に信託財産について信託前の原因によって生じた権利又は第12の1の(2)から(4)までに規定する受託者の行為により生じた権利を有する者は、信託の併合(仮称)がされた後においては、新たな信託行為における信託財産に対し強制執行、仮差押え若しくは仮処分をし、又はこれを競売することができるものとする。

(注1) (1)の一定の事項としては、例えば、

- a 信託の併合（仮称）をする理由
 - b 新たな信託行為における受益権の内容が従前の信託行為における受益権の内容と異なるときは、その旨及び理由
 - c 他の信託行為の内容
 - d 受益者に対して金銭その他の資産を交付するときは、当該資産の内容及びその価額
 - e 信託の併合（仮称）をする時期
 - f 信託行為及び他の信託行為に係る信託財産の収支その他の信託財産の状況に関する事項
- を規定することが考えられる。

(注2) (3)の債権者保護手続においては、債権者が(3)の期間内に異議を述べなかったときは、信託の併合（仮称）を承認したものとみなすこととし、債権者が異議を述べたときは、信託の併合（仮称）をしても異議を述べた当該債権者を害するおそれがないことを証明しない限り、受託者は、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならないものとする。

<現行法の関連条文>なし

第56 信託の分割（仮称）について

1 定義

- (1) 「新規信託分割」（仮称）とは、2に定めるところに従い、信託に係る信託財産の一部を受託者を同一とする新たな信託における信託財産とすることをいう。
- (2) 「吸収信託分割」（仮称）とは、3に定めるところに従い、信託に係る信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託における信託財産の一部とすることをいう。

2 新規信託分割（仮称）の手続

- (1) 受託者は、新規信託分割（仮称）をするには、一定の事項を明らかにしてしなければならないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。
- (2) 第54（2(2)を除く。）は、新規信託分割（仮称）について準用するものとする。
- (3) 新規信託分割（仮称）がされる前に信託財産について信託前の原因によって生じた権利又は第12の1の(2)から(4)までに規定する受託者の行為により生じた権利を有する者は、新規信託分割（仮称）がされた後にお

いては、新たな信託行為に係る信託財産に対しても強制執行、仮差押え若しくは仮処分をし、又はこれを競売することができるものとする。

3 吸収信託分割（仮称）の手続

- (1) 吸収信託分割（仮称）をするには、一定の事項を明らかにしてしなければならないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。
- (2) 受託者にあつては、第55の2の(3)の債権者保護手続をしなければならないものとする。この場合において、第55の2の(4)を準用するものとする。
- (3) 2の(2)及び(3)の規定は、吸収信託分割（仮称）について準用するものとする。

(注1) 2(1)の一定の事項としては、例えば、

- a 新規信託分割（仮称）をする理由
- b 新たな信託行為における受益権の内容が従前の信託行為における受益権の内容と異なるときは、その旨及び理由
- c 受益者に対して金銭その他の資産を交付するときは、当該資産の内容及びその価額
- d 新規信託分割（仮称）をする時期
- e 信託財産の収支その他の信託財産の状況に関する事項を規定することが考えられる。

(注2) 3(1)の一定の事項としては、例えば、

- a 吸収信託分割（仮称）をする理由
- b 新たな信託行為における受益権の内容が従前の信託行為における受益権の内容と異なるときは、その旨及び理由
- c 他の信託行為の内容
- d 受益者に対して金銭その他の資産を交付するときは、当該資産の内容及びその価額
- e 吸収信託分割（仮称）をする時期
- f 信託行為及び他の信託行為に係る信託財産の収支その他の信託財産の状況に関する事項を規定することが考えられる。

(注3) 信託の分割（仮称）に伴い、信託債権の全部又は一部が、新たな信託行為に係る信託財産に属する債務に係る債権となり、従来の信託行為に係る信託財産に属する債務に係る債権とならないこととするための債権者保護手続を設けることとするかどうかについては、なお検討するものとする。

〈現行法の関連条文〉なし

信託の終了関係

第57 信託の終了事由等について

1 信託の終了事由

信託の終了事由は、次のとおりとするものとする。ただし、b及びeについては、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

- a 信託の目的を達成したとき又は信託の目的の達成が不能になったとき。
- b 委託者及び受益者が共同して、受託者に対して信託の終了を請求したとき。
- c 信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託を継続することが信託の本旨に適合しないこととなった場合において、裁判所が、委託者、受益者又は受託者の請求により、信託の終了を命じたとき。(★)
- d 受託者が受益権の全部を固有財産で取得した場合において、当該受託者が受益者と受託者を兼ねる状態を解消するのに必要な期間を超えて、受益権の全部を保有していたとき。
- e 受託者の全部が欠けてから新受託者が就任しないまま、1年を経過したとき。
- f 他の規定又は信託行為に定める終了事由が生じたとき。

2 受託者の損害賠償請求権

1 bの請求が、受託者に不利な時期になされたときは、受託者は、損害の賠償を請求することができるものとする。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでないものとする。

(注1) 信託の設定が公益の見地から容認し難い目的をもってされたときなどにおいては、対処の方法として、新たな規定(例えば会社法第824条参照)を設けることとするかどうかについては、なお検討するものとする。

(注2) 1 eに関連して、受託者の一部が欠け、その任務を他の受託者が承継せず、かつ、新受託者が就任しない場合の取扱いについては、なお検討するものとする。

(注3) 信託の終了事由の対抗については、民法第655条を参考に規定を整備するものとするか、なお検討するものとする。

〈現行法の関連条文〉第9条、第56条から第60条まで

第58 信託の清算について

1 清算目的の信託

信託の終了事由（第57参照）が生じた場合においても、信託は、清算のため、清算事務の終了に至るまで、なお存続するものとみなすものとする。

2 清算受託者の職務

- (1) 信託の終了事由が生じた以後の受託者（以下「清算受託者」という。）の職務は、次のとおりとするものとする。
 - a 現務の結了
 - b 信託財産に属する債権の取立て及び信託財産に属する債務の弁済
 - c 帰属権利者等（4(2)参照）に対する残余財産（bの債務の弁済後に残存する信託財産をいう。以下同じ）の引渡し
- (2) 清算受託者は、信託の清算を達成するために必要な一切の行為を行う権限を有するものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

3 帰属権利者等への残余財産の給付の制限

清算受託者は、信託財産に属する債務の弁済をした後でなければ、帰属権利者等（4(2)参照）に残余財産を引き渡すことができないものとする。ただし、当該弁済に必要な財産を留保したときは、その余の財産を引き渡すことができるものとする。

4 残余財産の帰属

- (1) 残余財産は、信託行為において次に掲げる者として指定されたものに帰属するものとする。
 - a 残余財産の帰属すべき者（以下「帰属権利者」という。現行法第62条参照）
 - b 残余財産の給付を内容とする受益債権に係る受益者（以下「残余財産受益者」という。）
- (2) 帰属権利者若しくは残余財産受益者（以下「帰属権利者等」という。）の指定がない場合又は帰属権利者等の指定を受けた者のすべてがその権利を放棄した場合（5(2)、第49参照）には、委託者が帰属権利者に指定されていたものとみなすものとする。
- (3) (1)及び(2)により残余財産の帰属が定まらないときは、残余財産は、清算受託者に帰属するものとする。

5 帰属権利者の権利義務等

- (1) 帰属権利者は、信託の終了事由が生じた後は、受益者としての権利義務を有するものとする。
- (2) 帰属権利者の利益の享受及びその権利の放棄については、受益者と同

様とするものとする (第43、第49参照)。

- (3) (2)にかかわらず、委託者である帰属権利者は、その権利を放棄することができないものとする。

6 最終計算 (★)

- (1) 清算受託者は、その職務を終了したときは、遅滞なく、信託事務の最終の計算を行い、受益者及び帰属権利者に対し、その承認を求めなければならないものとする。

- (2) 次に掲げる場合には、受益者及び帰属権利者に対する清算受託者の責任は免除されたものとみなすものとする。ただし、清算受託者に不正の行為があったときは、この限りでないものとする。

a 受益者及び帰属権利者が(1)の計算を承認した場合

b (1)の計算の承認を求められた時から1月以内に受益者又は帰属権利者が異議を述べなかった場合

- (注) 条件付債権等に係る債務の弁済については会社法第662条を、信託財産の競売については商法第524条を参考に、それぞれ所要の規定を整備するものとする。

<現行法の関連条文>第61条から第65条まで

第59 信託財産の破産に関する規律の整備について

新たな信託類型として有限責任信託 (仮称) (第66参照) を創設する場合には、信託財産がその債務に比して過少となったときにおける信託に係る債権者の公平弁済を確保するため、相続財産の破産に倣って、信託財産の破産に関する規律を整備するものとする。

- (注) 信託財産の破産に関する規律を一般の信託についても整備するものとするかどうかについては、なお検討するものとする。

<現行法の関連条文>なし

いわゆる民事信託を主として念頭に置いた規律関係

第60 受益者を指定又は変更する権利について

信託行為の定めにより、受益者指定権又は受益者変更権 (以下「受益者指定権等」という。) を有する者が存する場合にあっては、次の1から4までによるものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

1 遺言による受益者指定権等の行使

受益者指定権等の行使は、遺言によってすることができるものとする。

2 受益者指定権等が行使された場合の効果

受益者指定権等の行使により受益者として指定された者は、受益の意思表示をすることなく受益権を取得するものとする。

3 受益者指定権等を有する者が死亡した場合

- (1) 受益者指定権を有する者が受益者指定権を行使せずに死亡したときは、信託は終了するものとする。
- (2) 受益者変更権を有する者が死亡したときは、受益者は、これにより確定するものとする。

4 受託者が受益者指定権等を有する者である場合の特則

- (1) 遺言による受益者指定権等の行使
受託者は、遺言によって受益者指定権等を行使することはできないものとする。
 - (2) 受託者の死亡の場合
 - a 受託者が受益者指定権を行使せずに死亡した場合には、新受託者が受益者指定権を承継し、信託は終了しないものとする。
 - b 受益者変更権を有する受託者が死亡した場合には、新受託者が受益者変更権を承継し、受益者は、これにより確定しないものとする。
- (注) 受託者は、受益者指定権等が行使された場合にあっては受益権を取得した者に対して受益権取得の事実を、受益者変更権が行使された場合にあっては受益権を喪失した者に対して受益権喪失の事実を、遅滞なく、通知しなければならないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

<現行法の関連条文>なし

第61 遺言代用の信託における第60の特則について

委託者の死亡を始期として信託から給付を受ける権利を取得する受益者(以下「死亡後受益者」という。)についての定めのある信託においては、委託者は、死亡後受益者を変更する権利を有するものとし、死亡後受益者は、委託者が死亡するまでは、受益者としての権利及び義務を有しないものとする。ただし、信託契約に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

(注) 上記以外の事項については、受益者指定権等に関する一般的規律(第60参照)に従うものとする。

<現行法の関連条文>なし

第62 いわゆる後継ぎ遺贈型の受益者連続について

信託行為の定めにより、受益権を複数の者に連続して帰属させる信託

は、一般に有効に成立すると考えられるところ、いわゆる後継ぎ遺贈と代替的な機能を果たし得る信託（例えば、夫が生前は自らを受益者とし、自身の死亡後はまず妻を、妻の死亡後はさらに長男を連続して受益者とする旨を定める信託）の有効性については、どのように考えるべきか。

〈現行法の関連条文〉なし

第63 遺言信託について

1 遺言による信託の設定

現行法第2条の規定の趣旨を維持し、信託は、遺言により設定することができるものとする。

2 遺言信託における委託者の相続人の権利義務

遺言信託における委託者の相続人の有する権利義務は、次のとおりとするものとする。

【甲案】

相続人は、委託者としての権利義務を有するものとする。

【乙案】

相続人は、委託者としての権利義務を有しないものとする。

3 遺言信託の受託者の選任の請求

遺言により受託者に指定された者が信託の引受けをせず、又はこれを行うことができない場合（現行法第49条第2項参照）のほか、遺言によって受託者の指定がされていない場合についても、利害関係人は、裁判所に対して受託者の選任を請求することができるものとする。

(注) 2の乙案も、遺言信託における委託者の相続人が法定帰属権利者（第58の4(2)参照）となることをその前提としている。

〈現行法の関連条文〉第2条、第8条第1項、16条第2項、第23条、第27条、第40条、第41条、第47条、第49条、第57条及び第58条

第64 契約による私益信託における委託者の相続人の権利義務について

契約による私益信託における委託者の相続人の有する権利義務は、次のとおりとするものとする。

【甲案】

委託者の相続人は、委託者が有していた信託法上の権利義務を相続により承継するものとする。

【乙案】

委託者の相続人は、委託者が有していた信託法上の権利義務を相続により承継しないものとする。

(注) 乙案も、委託者の相続人が法定帰属権利者(第58の4(2)参照)となることをその前提としている。

〈現行法の関連条文〉第8条第1項、第16条第2項、第23条、第27条、第40条、第41条、第47条、第49条、第57条及び第58条

いわゆる商事信託を主として念頭に置いた規律関係

第65 営業信託の商行為性について

信託の引受けは、営業としてこれを行う場合には、これを商行為とするものとする。

〈現行法の関連条文〉第6条

第66 有限責任信託(仮称)について

【甲案】

受託者の有限責任性を原則とする新たな信託の類型として、有限責任信託(仮称)を創設するものとする。

【乙案】

受託者の有限責任性を原則とする新たな信託の類型を創設しないものとする。

(注1) 有限責任信託(仮称)にあっては、第三者が受託者に対して有する債権であって、信託事務に関する取引により生じたもの、法定の原因により生じたもの等については、責任財産が信託財産に限定されることとなる。なお、受託者が不法行為(民法709条)により第三者に損害を与えた場合においては、当該受託者の固有財産も不法行為債権の責任財産となる。

(注2) 仮に、有限責任信託(仮称)を創設することとする場合にあっては、一定の債権者保護のための措置を設けることが必要になると考えられるところ、その規律の骨子として、次のようなものが考えられるがどうか。

1 信託財産の確保のための措置

- (1) 受託者は、一定の金額を超えて、受益者に対して信託財産の分配をすることはできないものとする。
- (2) 受託者が(1)に違反して信託財産の分配をした場合には、受託者は、分配した財産に相当する金銭を信託財産にてん補しなければならないものとする。
- (3) (2)の場合において、受託者は、当該分配を受けた受益者に対し、(1)に違反して当該受益者が分配を受けた財産に相当する金銭の支払を請求することができるものと

する。ただし、当該受益者が、当該分配を受けた日において、受託者が(1)に違反して信託財産の分配をしたことについて善意である場合には、この限りでないものとする。

(4) (2)の場合において、信託債権者は、当該分配を受けた受益者に対し、当該受益者が当該分配を受けた財産の額（当該財産の価額が当該債権者の受託者に対して有する債権額を超える場合にあっては、当該債権額）に相当する金銭を支払わせることができるものとする。

2 受託者の第三者に対する責任

受託者が信託事務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該受託者は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

3 予見可能性の確保

(1) 受託者が取引をする場合には、特定の有限責任信託（仮称）の受託者である旨を明示しなければならないものとする。

(2) 受託者が有限責任であることについて、第三者が予見可能であるような客観的状況を作る手段として、登記等の制度を整備するものとする。

(注3) (注2)の措置のほか、いかなる債権者保護のための措置を講じるかについては、なお検討するものとする。

(注4) 有限責任信託（仮称）の創設とは別に、既存の類型の信託について、特定の信託の受託者である旨及び特定の信託に係る信託財産に責任が限定される旨を明示して受託者が取引をした場合において、当該取引により受託者に対して債権を有することとなった者は、当該債権に基づき、固有財産に対し、強制執行、仮差押え若しくは仮処分をし、又はこれを競売することはできないものとするかどうかについては、なお検討するものとする。

〈現行法の関連条文〉なし

第67 受益権の有価証券化について

1 信託行為の定めに基づく受益証券の発行

信託行為の定めに基づき、受益権につき有価証券（以下「受益証券」という。）を発行することができるようにするものとする。

2 受益証券の種別等

(1) 受益証券は、記名式又は無記名式とする。

(2) 受益権につき受益証券が発行されているときは、当該受益権を譲渡するには、受益証券を交付しなければならないものとする。

(3) 受託者は、記名式の受益証券を発行したときは、受益者名簿（第24参照）の作成を要するものとする。

資料 信託法改正要綱試案

- (4) 受託者対抗要件は記名式の受益証券については受益者名簿の記載又は記録、無記名式の受益証券については受益証券の占有によるものとし、第三者対抗要件は受益証券の占有によるものとする。
- (5) 受益証券を占有する者は、適法にこれを所持しているものと推定するとともに、受益証券については善意取得を認めるものとする。
- (注1) 受益証券が発行された場合には、当該受益者に対する補償請求権及び報酬請求権の行使(第32の2及び第33の2(2)参照)を認めないものとする。
- (注2) 受益証券の記載事項に関する規律、受益証券の発行前にした受益権の譲渡に関する規律、受益証券を喪失した場合の規律、記名式と無記名式との間の転換に関する規律、受益証券の譲渡に伴う譲渡人が有する委託者の地位の承継に関する規律等を整備するものとする。
- (注3) 受益権の有価証券化を認めることに加えて、受益権を振替制度の対象とする実務上の必要性があるとの指摘があることから、受益権を振替制度の対象とすることにつき、なお検討するものとする。
- (注4) 信託財産のみを引当財産とする債券の発行を認めるニーズがあるとの指摘があることから、このような債券の発行につき、なお検討するものとする。
- 〈現行法の関連条文〉なし

特殊な類型の信託関係

第68 いわゆる信託宣言について

【甲案】

委託者と受託者が同一である信託を設定することはできないものとする。ただし、対象となる財産が自らを受託者とする他の信託の信託財産である場合にあっては、この限りでないものとする。

【乙案】

委託者と受託者が同一である信託を設定することについては、特段の制限を設けないものとする。

【丙案】

一定の要件の下、委託者と受託者が同一である信託を設定することを許容するものとする。

(注) 一定の要件としては、例えば、次のようなものが考えられるがどうか。

1 信託の効力発生の特例

- a 委託者と受託者が同一である信託の効力は、受益者として指定された者に対して受益権取得の事実の通知をした時又は当該受益者として指定された者が受益権を取得することとなる事実を知った時以後に発生するものとする。

b aにかかわらず、当該信託の設定が公正証書によってされたときは、当該信託の効力は、当該公正証書の作成された時以後に発生するものとする。

2 信託財産に対する強制執行等の禁止の例外

委託者と受託者が同一である信託が設定された場合においては、債務者である委託者に対して債権を有する者（以下単に「債権者」という。）は、詐害信託取消し（第3参照）の手続を経ることなく、信託財産に対して強制執行、仮差押え若しくは仮処分をし、又はこれを競売することができるものとする。これに対し、受益者等による異議の主張（第12の2参照）があったときは、債権者は、当該信託の設定が債権者を害することを債務者が知っていたことを証明しなければならないものとする。

〈現行法の関連条文〉第1条

第69 いわゆる目的信託について

【甲案】

受益者を確定し得ない信託（いわゆる目的信託）は、公益信託を除き、有効に成立しないものとする。

【乙案】

- 1 受益者を確定し得ない信託（いわゆる目的信託）は、有効に成立するものとする。
- 2 公益信託以外の信託であって受益者が確定されないものは、効力の発生の日から起算して一定の期間を超えて存続してはならないものとする。

(注) 一定の期間としていかなる期間を定めるかについては、なお検討するものとする。

〈現行法の関連条文〉なし

第70 公益信託について

公益信託について、主務官庁制を廃止するものとするかどうかについては、公益法人法制の改正の動向を踏まえて、なお検討するものとする。

(注) 平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」においては、現行の主務官庁による設立許可制度を廃止するなどの公益法人制度の抜本的改革を実施していくため、公益性を有する非営利法人を判断する仕組み等について更に具体的な検討を進め、所要の法律案を平成18年の通常国会に提出することを目指すこととされている。

〈現行法の関連条文〉第66条から第75条まで